

● 全国健康保険協会 岩手支部

P2-3 ● 変わる医療、広がる選択肢

～バイオシミラーという新しいかたち～

● 健診結果で「要治療」・「要精密検査」と判定されたら 早急に医療機関を受診してください
● マイナ保険証を使いませんか？

● 日本年金機構

P4-6 ● 19歳以上23歳未満の方 被扶養者認定の年間収入要件が変わります

● 賞与支払届を忘れずにご提出ください！
● 11月は、ねんきん月間です！

● 岩手県社会保険労務士会

P7 ● 社労士通信 vol.35

● 社会保険協会

P8 ● 新任事務担当者研修会を実施しました ● 健康ウォークin平泉 ● ゴルフ大会終了

一般財団法人 岩手県社会保険協会
〒020-0021 盛岡市中央通1丁目6番26号
TEL.019-625-2772 FAX.019-626-0252
URL : <https://www.syahokyō-iwate.com/>



「真心のお重を持ち寄って結を育む。」

零石町に伝わる郷土料理とも言われている結の習慣「重っこ料理」。地域農家が互いに助け合い農作業を皆で終える收获の時期には、互いの労をねぎらいこれからも協力し合う気持ちを固める意味を込めて行われる慰労の席があります。

地域の産物をふんだんに使い、家々が手料理として重箱にいれて三々五々集まって料理を楽しみ互いの労を労うというものです。今では地域のホテルや民宿などお客様に振舞われる零石の郷土料理として宴の席を飾っています。是非一度味わってみてはいかがですか。

令和5年10月からスタートのインボイス制度について

当協会は年会費のみで事業運営を行っており、収益事業は行っていない「免税事業者」です。

「年会費」は不課税取引となりますので、「インボイス制度に伴う適格請求書発行事業者登録番号」の取得は行っておりません。

記事提供: 日本年金機構盛岡年金事務所、全国健康保険協会岩手支部
岩手県社会保険労務士会

編集・発行: 一般財団法人岩手県社会保険協会

職場で回覧しましょう

変わる医療、広がる選択肢 ～バイオシミラーという新しいかたち～

今回は、バイオシミラーをご紹介します。

長期的に維持可能な医療のために、比較的安価でありつつも、きちんと安全性が認められたバイオシミラーを、ぜひ使ってみませんか？



バイオ医薬品・バイオシミラー(バイオ後続品)とは？

◆バイオ医薬品とは……生物の力を使って作る薬のこと。

	今までの薬 (化学合成医薬品)	バイオ医薬品
製造方法	薬品を化学反応させてつくる	細胞や微生物を使ってつくる
構造	簡単	複雑



バイオ医薬品への期待／

これまで治療薬のなかった病気や、従来の医薬品では満足度の高い治療を行うことの出来なかつた病気への効果が期待されています。

- ・がん・乾癬・低身長症・糖尿病・腎性貧血
- ・クローム病・関節リウマチ・慢性腎不全
- ・潰瘍性大腸炎など

一方で…

- ◎開発、製造、品質管理が難しく、高度な技術が必要
- ▶値段が高くなってしまう

そこで、先行バイオ医薬品と品質・有効性・安全性を比較する試験を行い、

先行品と同じように使えると認められたものが、「バイオシミラー(バイオ後続品)」です。

◆バイオシミラー(バイオ後続品)の特徴とは……

高い類似性

バイオ医薬品は、とても複雑な構造をしているため、全く同じ薬を作ることはできませんが、バイオシミラー(バイオ後続品)は先行品と高い類似性を持つ薬です。

同質・同等

効き目は先行品と同等です。臨床試験を含め様々な試験を行い先行品と同質・同等・安全が確認されています。

安価な価格

高価なバイオ医薬品に対し、バイオシミラー(バイオ後続品)は先行品の約7割程度の価格です。

バイオシミラー(バイオ後続品)は、医療費の負担を抑えながら同等・同質の医療を受けることができる医薬品です。バイオシミラーへ切り替えを希望される場合は、医師または薬剤師にご相談ください。



かかりつけ医・かかりつけ薬局・薬剤師を持ってみませんか？

かかりつけ医とは?… 健康に関するることをなんでも相談できる上に、必要な時には専門の医療機関を紹介してくれる身近で頼りになる医師のこと

かかりつけ医を持つメリット

- ・ちょっとした変化に気づいてもらいやすい
- ・病気や治療法などについて的確な診断やアドバイスがもらえる
- ・必要に応じて、最適な医療機関を紹介してもらえる

信頼できる医師と、健康管理を始めてませんか？

健診結果で「要治療」・「要精密検査」と判定されたら 早急に医療機関を受診してください

生活習慣病は自覚症状がないまま徐々に進行するため、治療せずに放置すると、動脈硬化などが急速に進み、重大な病気につながる可能性があります。



重大な病気の発症を防ぐために

協会けんぽでは、健診結果において「血圧値」、「血糖値」、「LDL(悪玉)コレステロール値」が高く、「要治療」・「要精密検査」と判定されながら医療機関の受診が確認できない方に対し、早期の受診をおすすめするため文書や電話により、ご連絡を差し上げております。

※岩手支部では医療機関への受診勧奨を外部委託機関により実施しています。 詳しくは[こちら](#)▶



事業主の皆様へのお願い

健診結果において「要治療」・「要精密検査」と判定された方には、早期の受診を勧めていただくとともに、受診のための時間の確保等のご配慮をお願いいたします。また、事業所様へ外部委託機関から電話があった場合は、ご本人様にお取次ぎいただきますようお願いいたします。

(令和7年度委託先：株式会社 エム・エイチ・アイ)



マイナ保険証を使いませんか？

現在お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降は使用することができないため、「マイナ保険証」・「資格確認書」を利用して医療機関等を受診いただきます。

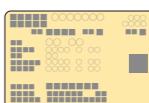


マイナ保険証のメリット

1. 手続きなしで高額な窓口負担が不要に。
2. 確定申告の医療費控除申請が簡単に。
3. 過去のお薬の情報や健診結果をふまえた医療を受けられる。

マイナ保険証をお持ちでない場合

「資格確認書」を提示いただくことにより、これまでどおり受診いただくことが可能です。



資格喪失後の資格確認書・保険証

資格確認書は、有効期限内の場合は事業所様にて回収をお願いします。保険証は資格喪失日(※)によって回収の有無が変わります。

※資格喪失日が令和7年12月1日以前の場合、事業所様より回収と年金機構への提出をお願いします。

※資格喪失日が令和7年12月2日以降の場合、年金機構への提出は不要となります。

なお、従業員のみなさまが自身で保険証を破棄していただいても問題ございません。

お問い合わせ先(協会けんぽ岩手支部)：TEL019-604-9009(代表電話)

19歳以上23歳未満の方

被扶養者認定の年間収入要件が変わります

扶養認定日が令和7年10月1日以降で、扶養認定を受ける方が19歳以上23歳未満の場合(被保険者の配偶者を除く)は、現行の「年間収入130万円未満」が「年間収入150万円未満」に変わります。なお、この「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

(年齢要件(19歳以上23歳未満)の判定)



年齢要件(19歳以上23歳未満)は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。

例えば、扶養認定を受ける方が令和7年11月に19歳の誕生日を迎える場合には、令和7年(暦年)における年間収入要件は150万円となります。

なお、民法(明治29年法律第89号)の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算します。

例えば、誕生日が1月1日である方は、12月31において年齢が加算されます。



令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前の期間について認定する場合、19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は130万円未満で判定します。



Q&A

判定は従来と同様となります。

Q

年間収入が150万円未満かどうかの判定については、所得税法上の取扱いと同様に、過去1年間の収入で判定することになるのか。

A

年間収入が150万円未満かどうかの判定は従来と同様の年間収入の考え方により判定することになります。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むことになります。

賞与支払届を忘れずにご提出ください

被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」の提出が必要となります。厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、賞与の支給がある場合には、届出漏れがないようご注意ください。

なお、賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合は、「賞与不支給報告書」をご提出いただくようお願いします。



電子申請が便利です!

届出誤りが多い事例の紹介(月額変更届)

事例1

新たに固定的に支払われる手当を創設し、支給を開始したが、「被保険者報酬月額変更届」が届出されていない。

新たに創設した固定的手当の支給開始により、次の3つの条件の全てに該当する場合、随時改定に該当するため「被保険者報酬月額変更届」の提出が必要です。

- ①昇(降)給など固定的賃金に変動があった。
- ②変動月以後3か月の報酬の平均月額が従前の標準報酬月額との間に2等級以上差が生じた。
- ③変動月以後3か月の報酬の支払基礎日数がいずれも17日以上あった。

事例2

非固定的賃金の単価を変更により、随時改定の要件に該当したが、「被保険者報酬月額変更届」の提出がされていない。

非固定的賃金の単価変更した場合、固定的賃金の変動に該当します。そのため、非固定的賃金の単価変更以後3か月の報酬の平均月額が従前の標準報酬月額との間に2等級以上差が生じ、かつ非固定的賃金の単価変更以後3か月の報酬の支払基礎日数がいずれも17日以上ある場合には「被保険者報酬月額変更届」の提出が必要となります。

11月は、ねんきん月間です！

日本年金機構は、厚生労働省と協力し、11月を「ねんきん月間」、11月30日を「年金の日」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動に取り組みます。

「ねんきん月間」では、公的年金制度の趣旨や仕組みをわかりやすく伝えるさまざまな取り組みを行っています。

■ねんきん月間における取組事例

- ◎教育機関での年金セミナー、企業・自治体等での年金制度説明会の実施
- ◎商業施設等での出張相談会
- ◎職場体験学習の実施

絵画やポスター等の年金に関する作品展示会

今年度も昨年度に引き続き岩手県内の中学生を対象とした第6回岩手県年金ポスターコンクールを実施しています。

応募作品の中から受賞作品を決定し、12月から翌年1月の一定期間、県内の施設において、作品展示を予定しております。

年金委員功労者への表彰式の開催

これまで年金委員として特に活動や取組に顕著な功績がある方に対して、表彰式を開催いたします。

第6回岩手県
年金ポスター
コンクールを
実施!!



ねんきん月間

～ねんきんネットで年金記録を確認しましょう～

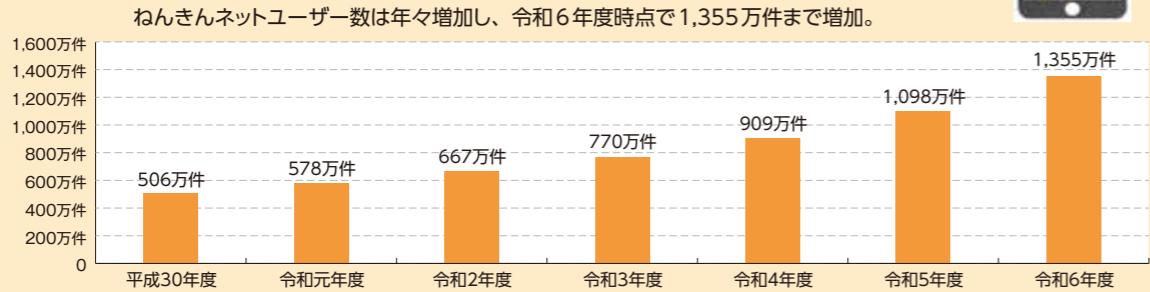
「ねんきんネット」は、ご本人が年金加入記録の確認や年金見込額の試算等をインターネット上で実施できるサービスです。

利用登録は、マイナポータルからがとっても簡単です。

▶詳しくは日本年金機構ウェブサイトへ

ねんきんネット

検索



社長 最近我が社では、育児や親の介護のために休業を希望する従業員が増えてきているんだけど、育児・介護休業法の改正が頻繁にあるから、総務担当者は最新の法律を確認しながら手続きするのが大変だと話していたよ。

社労士 そうですね。育児・介護休業法は、施行されて以来、働き方や社会情勢の変化に合わせて度々法改正が行われています。

今年は、子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現や、介護離職の防止を目的として4月と10月に改正が施行されました。主な改正内容としては、子の看護休暇の取得要件が見直され「子の看護等休暇」に変わったり、介護に直面した従業員に対し介護休業制度の個別周知と意向確認が義務化されたりと、企業として対応すべき点が多くあります。

社長 そもそも、育児・介護休業法は従業員にどのように役立っているのかな。

社労士 育児・介護休業法は、労働者が育児や介護をしながら仕事を続けられるように支援することを目的とした法律です。

育児休業、介護休業、子の看護等休暇、介護休暇などの制度を設けることにより、従業員は仕事と家庭を両立することができ、安心して仕事を続けることができます。会社としても、従業員の離職を防ぎ、雇用の安定化を図ることができます。

社長 従業員だけではなく、会社にとってもメリットがあるんだね。

社労士 そうなんです。育児・介護休業法は、会社にとって多くの面で役立っています。改正の度に対応措置を講じたり、社内規程の見直しをしたりと運用の工夫が必要ですが、長期的には企業の持続可能性や人材確保に貢献しています。

社長 なるほど。これからも面倒がらずにきちんと法改正に対応していく必要があるね。

社労士 はい、おっしゃる通りです。法改正への対応は、会社の社会的な評価や採用活動にも直結するため、対応は欠かせません。他の改正点など、詳細を確認したい場合はお気軽にお問い合わせください！

子の看護等休暇

介護休暇

支援体制♪

雇用の安定！

評価UP!



ささいな事でもお気軽にどうぞ！
詳しくは
お近くの社会保険労務士に
ご相談ください。

ホームページ▶ <https://www.iwate-sr.jp>





☆新任事務担当者研修会を実施しました

当研修会は毎年年度当初に実施することとしておりましたが、今年度は諸般の都合によりこの時期の実施となりました。

各会場の出席状況は以下の通りです。



実施日	会場	参加者数(事業所数)
令和7年8月21日(木)	二戸市シビックセンター／カルチャールーム	14名(14)
令和7年8月27日(水)	北上市さくらホール／小ホール	52名(47)
令和7年9月 4日(木)	一関市文化センター／小ホール	20名(19)
令和7年9月 9日(火)	盛岡市アイーナ／研修室812	73名(68)
令和7年9月18日(水)	宮古市シーアリーナ／大会議室	22名(22)

参加者181名(170事業所) ※別途資料配布13事業所

来年度からは通常の年度当初の実施に向けて準備いたしますので、ぜひご参加ください。

☆健康ウォークin平泉

今年の平泉健康ウォークは、集合場所(スタート・ゴール)を「平泉文化遺産センター」として10月18日(土)に行いました。平泉ウォーキング協会様のご協力により6kmと9kmのコースに4歳から81歳まで53名が参加しました。紅葉には少し早く天候も心配されましたが雨にも降られず全員が無事完歩しました。



☆ゴルフ大会終了

今年は10月4日(土)盛岡南ゴルフ倶楽部で行いました。当日は朝から快晴に恵まれ21名の参加者で腕を競い合いました。参加者には参加賞に加え優勝から三位、飛び賞や当日賞など盛岡南ゴルフ倶楽部様からもご協賛をいただき豪華賞品が準備され多くの皆様から好評を得ることができました。各賞は来年度も数多く準備いたしますので皆様ふるってご参加ください。お待ちしております。



1月・2月の
パークを楽しもう!

東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム 「サンクス・フェスティバル」パスポート

期間中、通常の1デーパスポート価格より

会員
限定

大人(18歳以上)
500円お得

中人(中学・高校生12~17歳)
400円お得

小人(幼児・小学生4~11歳)
300円お得



実施期間 2026年 1/5 月 ▶ 2/27 金

お手元のコーポレートプログラム利用券と
併用するとさらにお得!

●販売期間／2025年11月5日(水)14:00~2026年2月27日(金)

10% 割引! 東京ディズニーセレブレーションホテル®宿泊割引も、
併せてご利用ください!

詳しくは
利用者用サイトへ

岩手県内の年金出張相談所及び年金相談につきましては事前予約制となっています。
当協会ホームページの「岩手県年金出張相談所開設案内」より日程や連絡先などをご確認ください。

ホームページがご覧になれない場合は、以下の『日本年金機構専用ダイヤル』へお問い合わせください。

「来訪相談予約受付専用電話」
0570-05-4890

「年金相談に関するお問い合わせ」
0570-05-1165